

埼玉県における児童虐待の現状

埼玉県立大学研究開発センター
オンラインシンポジウム

令和4年1月29日

埼玉県福祉部 こども安全課

金子 美樹子

児童虐待とは何か？

子どもに対する**人権侵害**である

子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、

次の世代に「連鎖」するおそれもあるものであり、

子どもに対する最も重大な権利侵害である

。保護者からの視点ではない(**親の意図は無関係**)

➡ **子どもの視点**に立って考えることが重要

(参考)「マルトリートメント(不適切養育)」

・子どもの心と身体の健全な成長・発達を阻む養育をすべて含んだ呼称



児童虐待の類型



身体的虐待



ネグレクト
(保護の怠慢・拒否)

性的虐待

心理的虐待



児童虐待の定義

★児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

- 児童虐待の定義（第2条）

保護者（親権を行う者、未成年後見人、その他の者で、現に児童を監護しているもの）が、その監護する児童（18歳未満）に対し、次に掲げる行為をいう。

（**身体的虐待**）

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

（**性的虐待**）

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

（**ネグレクト（保護の怠慢・拒否）**）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による

同法上の児童虐待行為と、同様な行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること

（**心理的虐待**）

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

口論だけの夫婦喧嘩を子どもにみせることも心理的虐待にあたります。

- 児童に対する虐待の禁止（第3条）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

埼玉県虐待禁止条例(平成29年埼玉県条例第26号)の概要

(平成29年7月7日成立・7月11日公布 平成30年4月1日施行)

児童、高齢者及び障害者(以下「児童等」)に対する虐待の禁止、予防、早期発見に関し、基本理念を定め、県・養護者の責務、関係団体・県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定める。

条例の特徴(児童虐待防止法との比較から)

1. 3つの虐待を一つの条例で規定(都道府県初)

2. 虐待の定義が児童虐待防止法よりも広い

- ① 養護者がその養護する児童等について行う各虐待防止法に定める行為のほか児童虐待防止法に定めのない経済的虐待を含む。
- ② 児童等を養護する者に加え施設等養護者(施設従事者、使用者、教職員、医師・看護師等)の行う行為も条例の対象

3. 虐待を受けた児童等に係る通告、通報等を常時受けることができる環境の整備

→児童等の虐待通告を共通に受付ける虐待対応共通ダイヤルを設置(H30.10.1開始)

#7171

4. 関係機関の情報共有を規定

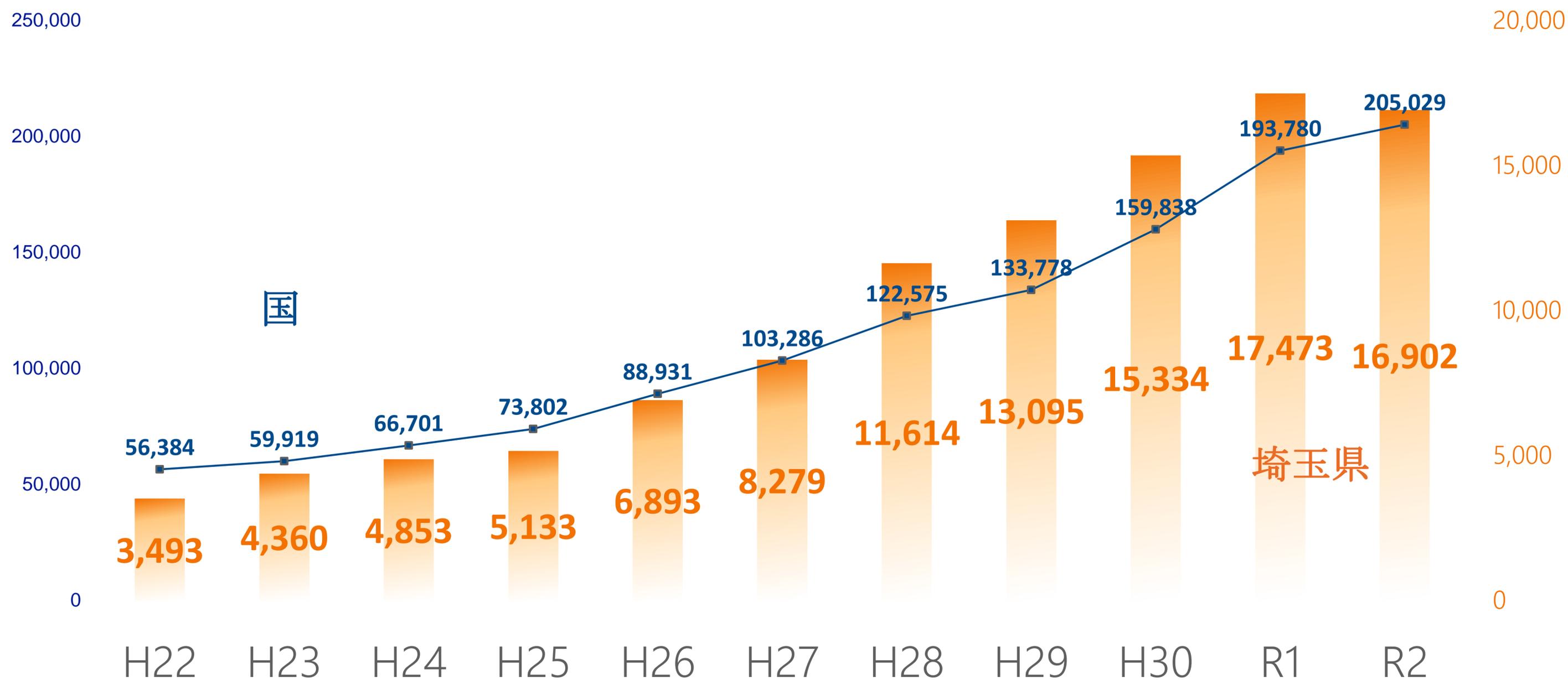
- 児童相談所、警察、市町村、関係団体の情報共有の促進
- 児童相談所と警察本部は、虐待を防止するため相互に虐待に関する情報、資料の提供ができることを規定

5. 虐待に係る検証を規定

- 県は、市町村と連携し、県内で発生した児童等の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待について検証を行う。

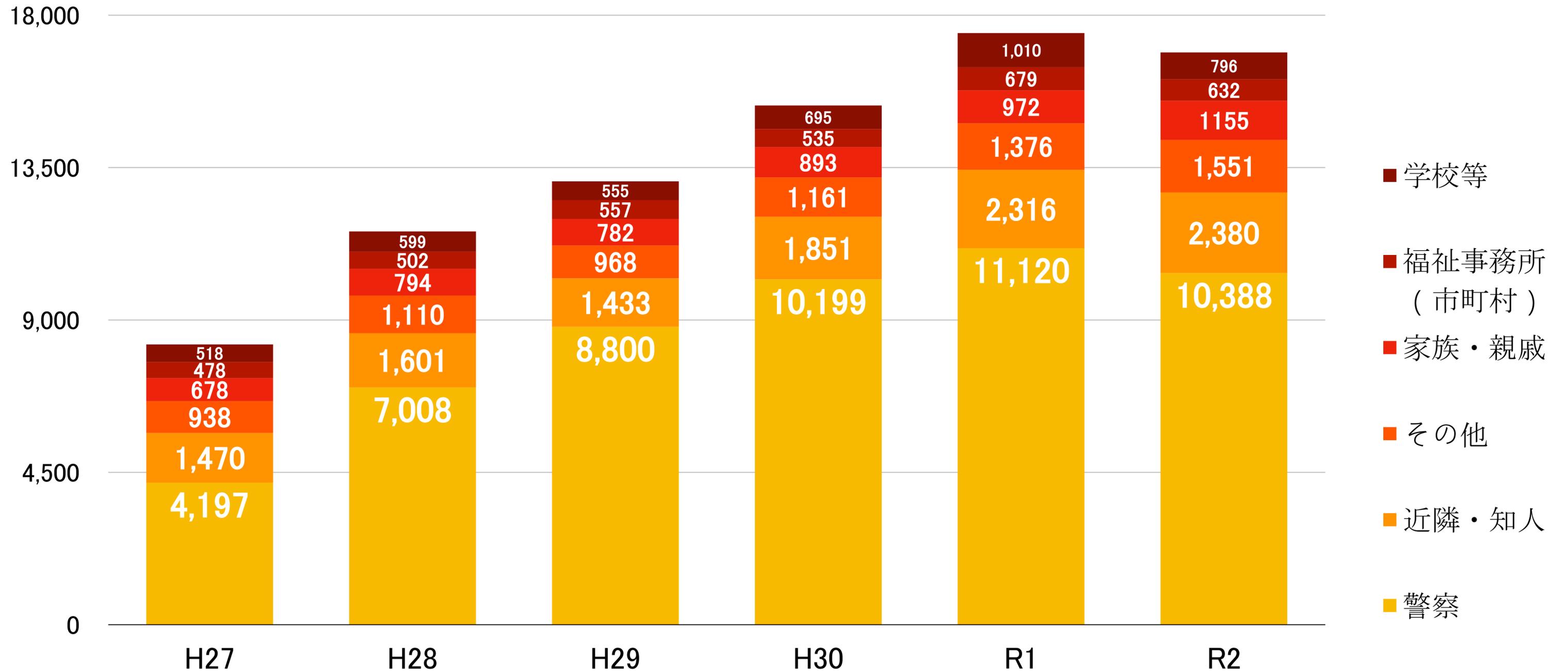
児童虐待相談対応件数の推移（全国・埼玉県）

児童相談所が対応した虐待相談の件数はどのように推移しているか？

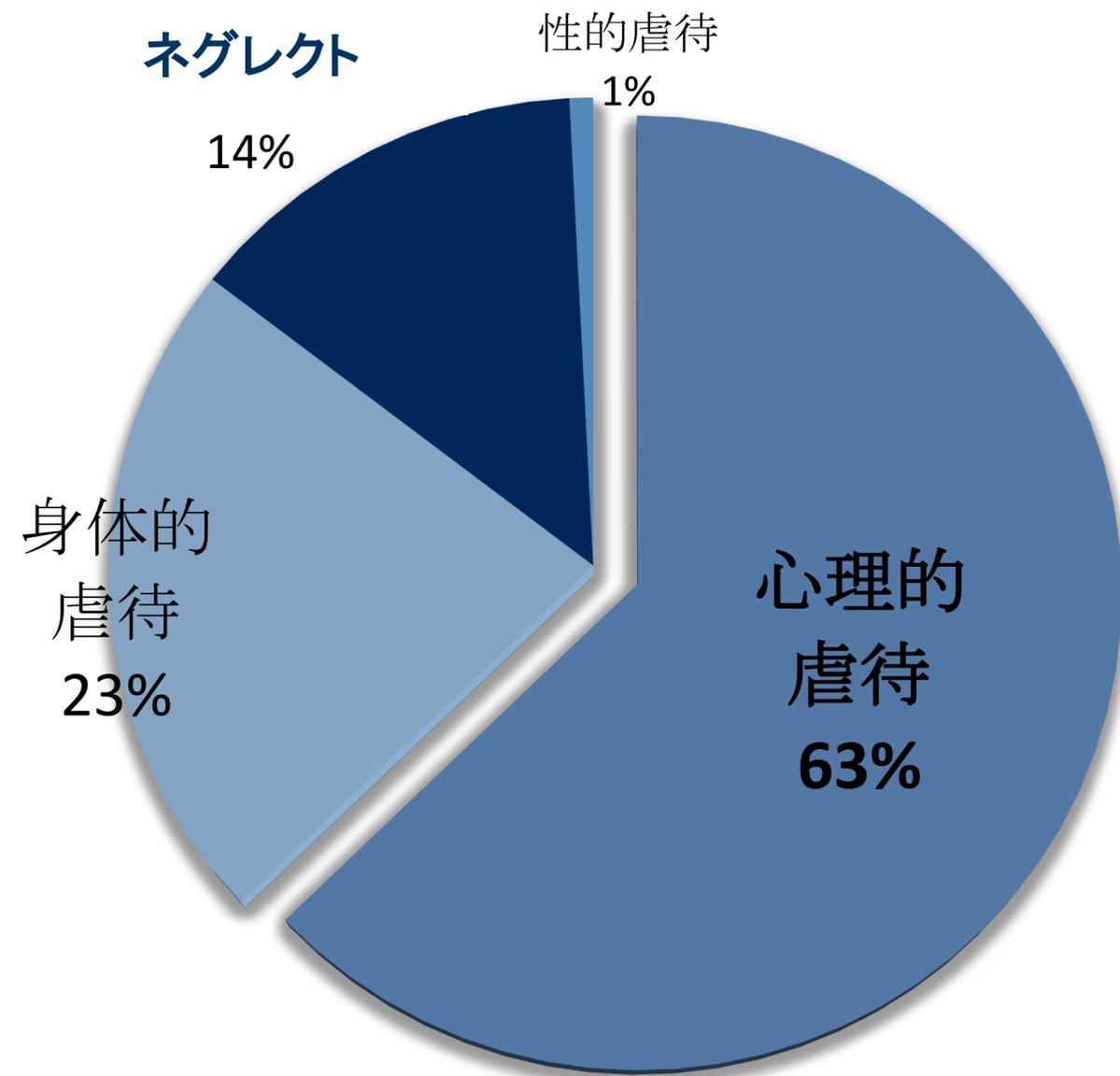


経路

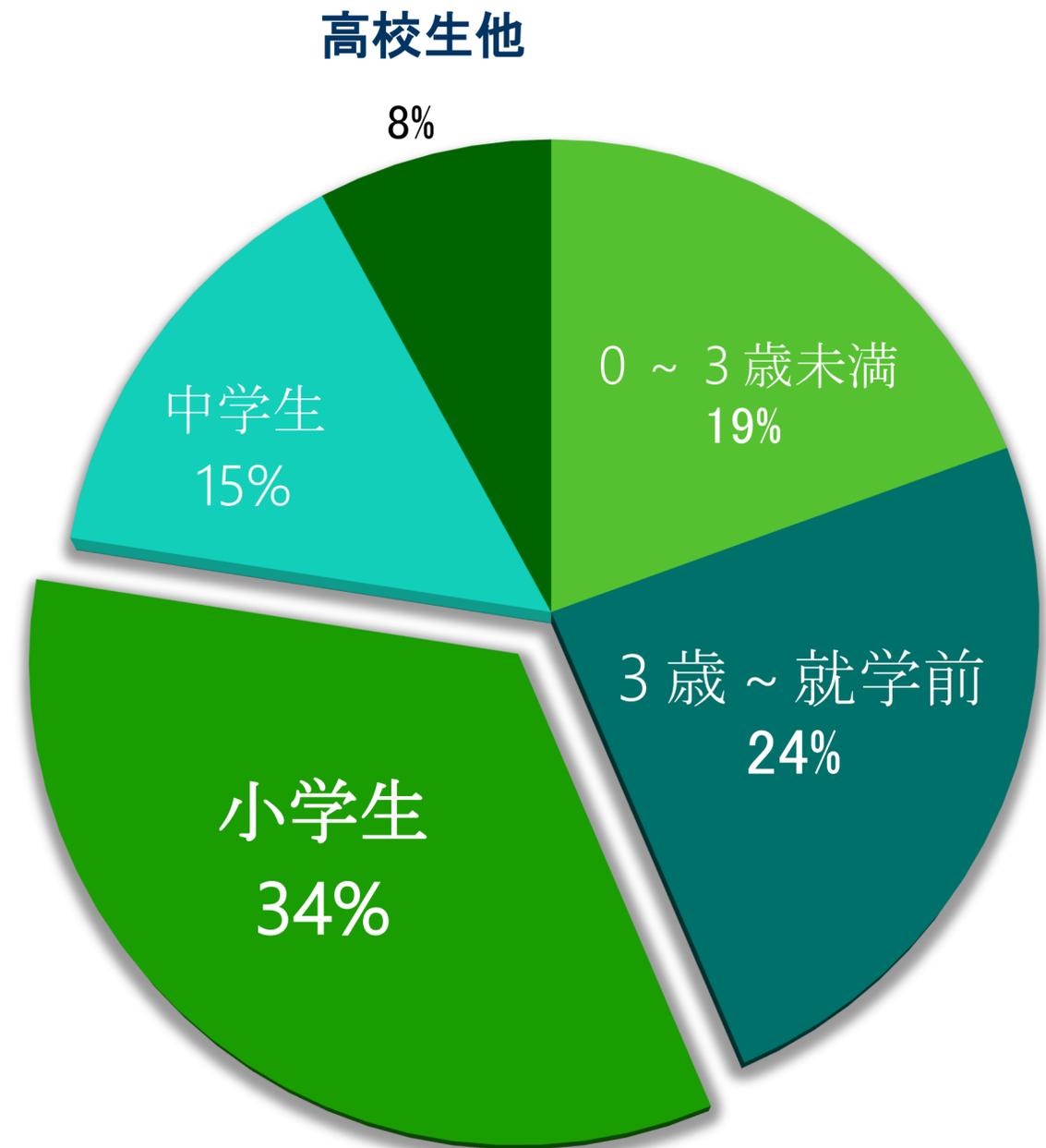
虐待相談対応は「どこから」始まるか？（※児童相談所が対応したものに限る）



虐待の種別

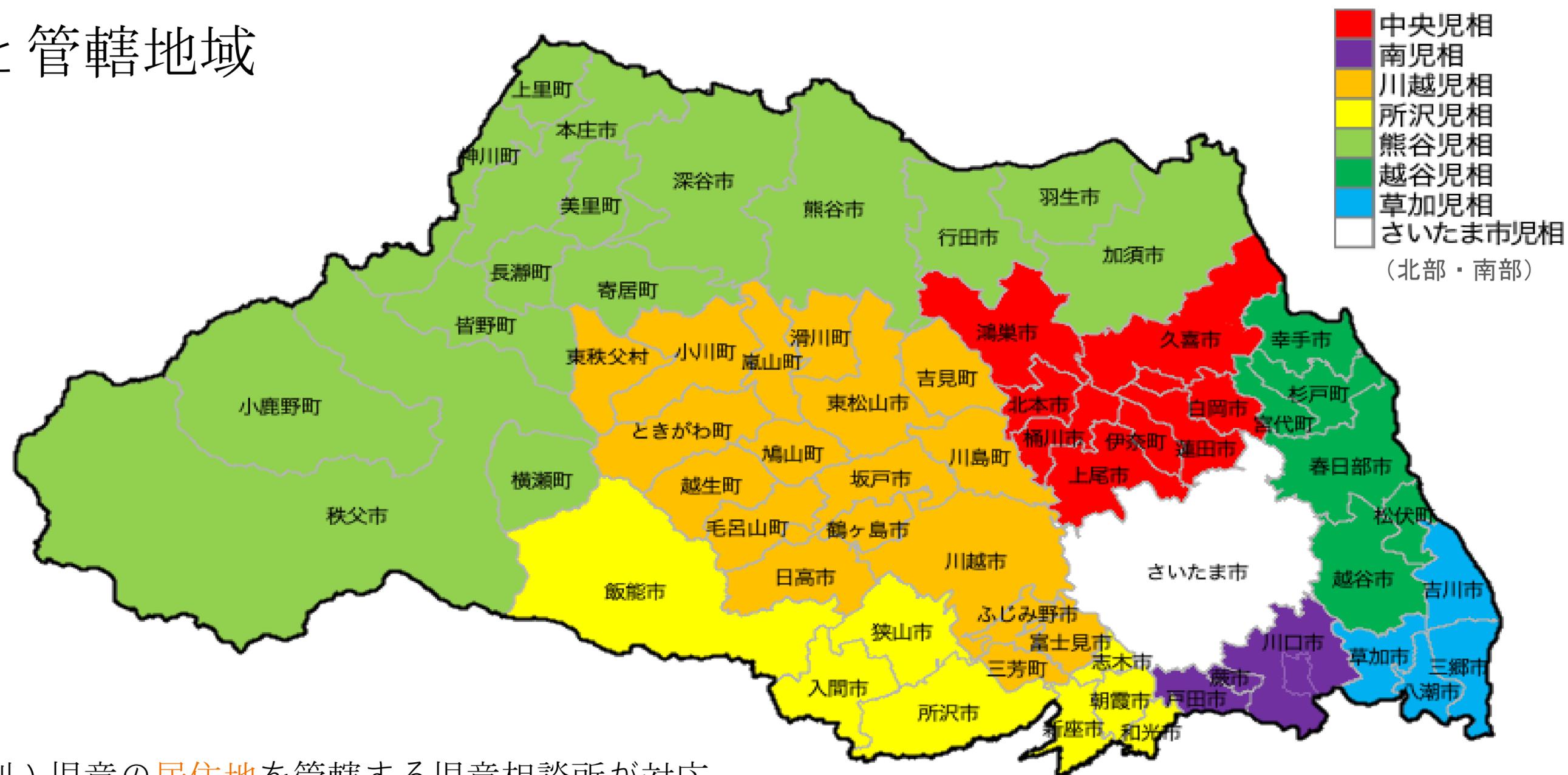


児童の年齢



埼玉県の児童相談所

配置と管轄地域



(原則) 児童の居住地を管轄する児童相談所が対応
※居住地不明の場合(棄児など)・・・現在地の児童相談所が対応
※他県で発生した場合・・・発生地管轄の児童相談所が対応し、児童居住地管轄の児童相談所に引き継ぐ

児童相談所とは

相談援助活動を主たる目的として
都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関

(配置職員)

・所 長

・児童福祉司・・・調査、診断、指導、関係機関との調整
一時保護、施設入所、立入調査等
＝ ケースワーカー

・児童心理司・・・発達や心理面についての検査、心理診断、心理治療

・医 師・・・児童(保護者)の診察や医学的診断
など

[一時保護所]

・児童指導員・・・学齡児以上の児童の生活指導、学習指導

・保 育 士・・・幼児の生活指導、保育指導

・看 護 師・・・一時保護児童の健康管理
など

児童相談所の機能（主に4つ）

① 市町村支援機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

（参照条文 児童福祉法第12条第2項）

② 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能

（参照条文 児童福祉法第12条第2項）

児童相談所の機能

③ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能

(参照条文)児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条

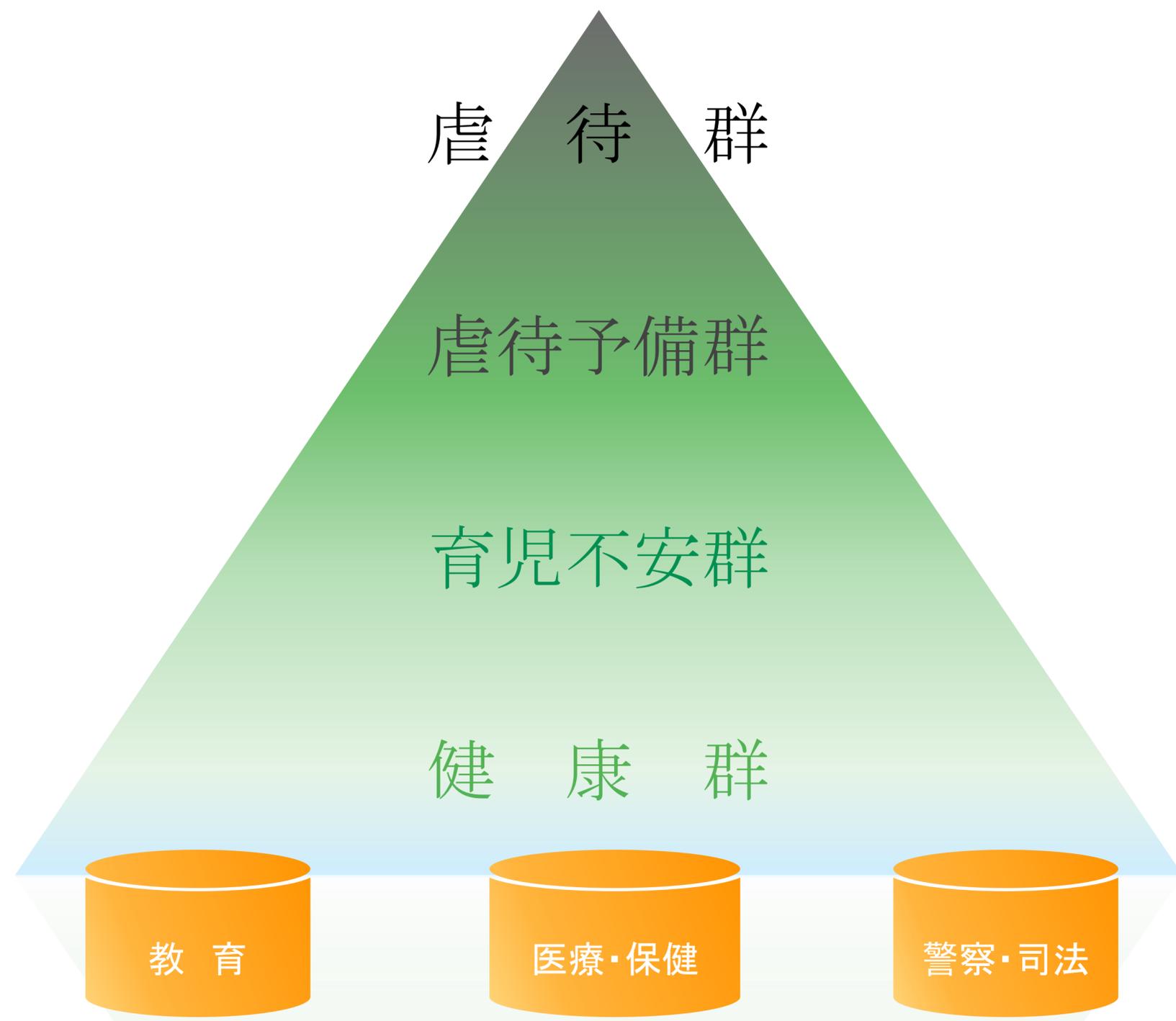
- ア 強行性 ・子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意なく、児相長の職権により実施(原則は同意が必要)
- イ 目的 ・緊急保護(子どもの安全確保)
・アセスメント保護(子どもの心身の状況等の把握)
・短期入所指導(短期間の心理療法、カウンセリング等)
- ウ 方法(場所) ・児童相談所附設の一時保護所を利用した一時保護
・一時保護委託……医療機関、児童福祉施設等
- エ 期間 ・原則2か月以内 延長が可能

④ 措置機能

在宅指導、児童福祉施設等入所、里親委託等の機能

(参照条文)児童福祉法第26条、第27条(第32条による都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。)の権限の委任)

児童虐待への支援イメージ



児童相談所

児童の保護（親子分離）
保護者と児童への継続的指導

市町村

要保護児童対策地域協議会
母子保健サービス
子育て支援サービス
家庭児童相談

早期発見・対応のための県の取組

- **虐待通報ダイヤル**
 - 休日夜間を含め24時間電話にて通報を受ける
 - 児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちはやく)
 - 埼玉県虐待通報ダイヤル #7171(シャープないない)
 - 緊急対応が必要な場合には、管轄児童相談所が速やかに対応
- **安全確認**
 - 子供を直接目視
 - 48時間ルール
 - 児童相談所による立入調査、臨検・搜索
 - 継続的な安全確認、重要情報の確実な共有
- **一時保護**
 - 児童の安全確保
 - 児童の行動観察、判定
 - 期間は2か月以内、必要な場合は期間延長

児童虐待防止に関する県の主な取組

- 児童相談所の体制強化
 - ・児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員、各児童相談所に警察官OBを配置
 - ・熊谷児童相談所・一時保護所の整備【令和5年度開所予定】
 - ・南西部地域への第8児童相談所(仮称 一時保護所併設)の新設整備【令和7年度開所予定】

- 市町村や警察など関係機関との連携強化、民間との協働
 - ・児童相談所OBを市町村へ派遣、市町村職員に対する専門的研修の実施
 - ・平成30年8月から、児童相談所に通告のあった全ての児童虐待事案について警察と情報を共有
 - ・令和2年1月から児童相談所と警察署間でリアルタイムに情報共有できるシステムの運用を開始
 - ・泣き声通告等でリスクが低いと判断したものについて、民間団体に安全確認業務を委託

- 児童虐待防止対策協議会の設置・運営
全県一丸となって取り組むため、医療、司法、教育、警察、福祉、行政などの関係機関・団体が情報共有や意見交換を行う。

- 地域の児童委員や学校等との連携
 - ・児童虐待防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン)の開催
 - ・児童虐待防止サポーターの養成



虐待を見逃さないポイント

子どものサイン

- ・ 打撲によるあざ、やけどなどの不自然な傷がよく見られる
- ・ 理由がはっきりしない遅刻や欠席が多い
- ・ 年齢不相応な性的な言動が見られる
- ・ 顔や髪の毛、手足、口の中が不潔である
- ・ むし歯が多い
- ・ 先生の行動を先読みし、気を使いすぎている
- ・ 表情が乏しかったり、元気がなかったりする
など



親のサイン

- ・ 子供が長期欠席し、保護者が子供に会わせない
- ・ 保護者が欠席の理由を連絡しない
- ・ 子供との関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- ・ 子供への叱り方が異常
- ・ 子供に心理的に密着しすぎるか、まったく放任であるなど極端である
など



最後に。児童虐待かもと思ったら、

- * 一人で抱え込まず、まずは組織内で報告・相談してください
- * 一機関だけで抱え込まず、市役所、町村役場や児童相談所に連絡してください

お子さんがお住いの市区町村	
☎ 市町村（児童福祉担当課）	
児童相談所虐待対応ダイヤル	埼玉県虐待通報ダイヤル
いちやく	シャープないない
☎ 189	☎ #7171
(児童虐待)	(児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待)

みなさまの意識と行動で
多くの子どもたちとその家庭が救われます

ご清聴ありがとうございました

